

国立大学法人室蘭工業大学経営協議会について

国立大学法人室蘭工業大学経営協議会（以下「経営協議会」という。）は、国立大学法人法第20条の規定に基づき、経営に関する重要事項を審議する機関として設置している。

経営協議会委員の構成には、多様な有識者の幅広い意見を聴き、その知見を積極的に法人経営に反映させるため、過半数は学外の学識経験者を経営協議会学外委員選考方針に基づき選任している。

これらの学外委員がその役割を十分に果たせるよう、経営協議会の運営に際しては、議論を実質化するための資料の事前共有、出席率向上の観点から Web（オンライン）会議での出席を可能とするなど運営方法の工夫を行っている。

また、本学の中期目標、予算、決算等の経営に関する重要事項を議題とすることの他に、本学の課題に関する懇談事項を設定し、学外委員からの意見を本学の教育研究力向上に活用するとともに、十分な現状理解が得られるよう努めている。

【国立大学法人室蘭工業大学経営協議会学外委員の選考方針】

自然豊かなものづくりのまち室蘭の環境を活かし、総合的な理工学教育を行い、未来をひらく科学技術者を育て、創造的な科学技術研究を展開し、地域社会さらには国際社会における知の拠点として豊かな社会の発展に貢献するとともに、特色や強みを伸長できる効率的、効果的な法人経営を実現するために、以下の観点から学外委員を選考し、多様な関係者が本学に期待する事項を的確に把握し、経営に生かしていくこととする。

（1）教育関係者

大学における運営や教育研究等に関する知見・実践経験を有する者

（2）国・地方自治体の関係者

国や地方自治体などの制度策定や施策の実施に関する知見を有する者

（3）産業界関係者

企業においてビジョンや経営戦略を実現するための経営的視点を有する者

（4）室蘭工業大学同窓生

室蘭工業大学の教育研究活動や学生に対する支援等を主な事業としている室蘭工業大学同窓会を代表する者

（5）その他

その他学長が必要とする学識経験者